

成田空港の更なる機能強化

環 境 影 響 評 価 書

2019年9月

成田国際空港株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 令元情複、第385号）

はじめに

～ 環境影響評価書の目的と趣旨について ～

成田空港は、羽田空港とともに首都圏の経済・社会活動を航空の面から支える、日本の経済活動に不可欠な社会基盤となっている。羽田・成田両空港の処理能力はアジア諸国の主要空港トップクラスとなっているが、航空需要は増加傾向にあり、2020年代前半には現在の空港処理能力約75万回のほぼ限界に達する見込みとなっている。

このような状況の下、成田空港では、2015年（平成27年）より、国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社（以下、「NAA」という。）からなる四者協議会の場において、滑走路の増設及び既存滑走路の延長を含めた成田空港機能強化実現に向けた検討を進めてきた。2016年（平成28年）9月には、NAAが増設・延伸する滑走路の具体的な位置、空港敷地の範囲、夜間飛行制限の緩和、予測騒音コンター、環境対策・地域共生策の基本的な考え方等を示し、その後の説明会で地域の皆様からいただいたご意見や、2度に渡る成田空港圏自治体連絡協議会のご要望も踏まえ、夜間飛行制限緩和の方策や環境対策について必要な見直しを行った。そして2018年（平成30年）3月に、国、千葉県、空港周辺9市町及びNAAの四者は、成田空港の更なる機能強化について実施することを合意し、確認書を締結した。

四者協議会と前後して、NAAは空港機能強化に係る環境配慮を図るべく、2016年6月に環境影響評価法に基づく「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）を公表した。配慮書は、事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等の計画の立案段階において、環境の保全について適正な配慮をするべき事項の検討を行い、その結果をまとめたものである。

さらに配慮書の公表後、NAAは空港機能強化に係る環境配慮を具体的に検討するため、2017年1月に環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した。その後、事業実施による環境への影響について方法書に基づいて調査、予測及び評価を行い、2018年4月にその結果や環境保全措置等を示した環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した。

そして今般、NAAは、環境影響評価手続の次の段階である、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）を作成した。評価書は、準備書に対する地域住民の皆様、千葉県知事、茨城県知事の意見等を踏まえて、準備書の内容の一部を見直すとともに、更に国土交通大臣の意見を勘案し、補正を行ったものである。

成田空港においては、空港建設に際して激しい反対運動を引き起こし、いわゆる成田空港問題を発生させたことへの反省から、地域との共生を理念として掲げ、空港整備を進めてきた。この評価書は、空港機能強化に係る環境影響評価への地域の声を集約・反映し、空港機能強化を環境の側面からより良いものにする目的で作成したものである。

目 次

(第1分冊)

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.1. 事業者の名称	1-1
1.2. 代表者の氏名	1-1
1.3. 主たる事務所の所在地	1-1
2. 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1. 対象事業の目的	2-1
2.2. 対象事業の内容	2-1
2.2.1. 対象事業の種類	2-1
2.2.2. 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-1
2.2.3. 対象事業の規模	2-4
2.2.4. 対象事業の工事計画の概要	2-5
2.2.5. 対象事業に係る飛行場及びその施設の区域の位置	2-8
2.2.6. 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び数	2-8
2.3. その他の対象事業に関連する事項	2-10
2.3.1. 対象事業に係る区域の面積	2-10
2.3.2. 滑走路別の年間発着回数	2-11
3. これまでの検討経緯	3-1
3.1. 成田空港の課題と機能強化に向けた国の検討	3-1
3.1.1. 成田空港の現状と課題	3-1
3.1.2. 成田空港の機能強化に向けた国の検討結果	3-4
3.2. 国及び自治体による協議会の開催	3-12
3.2.1. 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会	3-12
3.2.2. 成田空港圏自治体連絡協議会	3-12
3.3. 四者協議会の開催	3-14
3.3.1. 2015年(平成27年)9月17日開催時の協議内容	3-14
3.3.2. 2015年(平成27年)11月27日開催時の協議内容	3-18
3.3.3. 2016年(平成28年)3月29日開催時の協議内容	3-28
3.3.4. 2016年(平成28年)9月27日開催時の協議内容	3-31
3.3.5. 2017年(平成29年)6月12日開催時の協議内容	3-43
3.3.6. 2018年(平成30年)3月13日開催時の協議内容	3-56
3.3.7. 2019年(平成31年)2月4日開催時の協議内容	3-92
3.4. 住民等への説明の状況	3-103
3.5. 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	3-105
3.5.1. 複数の計画案に係る環境影響の検討	3-105
3.5.2. 複数の計画案に係る環境影響の比較の結果	3-110
3.5.3. 環境影響の回避及び低減に向けた検討	3-113
4. N A Aが推進している環境対策	4-1
4.1. 周辺環境への取り組み	4-3
4.2. 資源循環への取り組み	4-22
4.3. 気候変動への取り組み	4-29
4.4. 環境マネジメント	4-37
4.5. 成田空港周辺環境対策体系図等	4-45

5. 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	5-1
5.1. 計画段階配慮事項の選定	5-1
5.2. 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	5-6
5.3. 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	5-10
5.3.1. 騒音	5-10
5.3.2. 水質（土砂による水の濁り）	5-13
5.3.3. 水文環境	5-16
5.3.4. 動物	5-18
5.3.5. 植物	5-32
5.3.6. 生態系	5-45
5.3.7. 廃棄物等	5-47
5.3.8. 温室効果ガス等	5-48
5.3.9. 文化財	5-50
5.3.10. 飛行コース	5-52
5.4. 総合評価	5-54
6. 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び 地方公共団体の長、国土交通大臣の意見並びに事業者の見解	6-1
6.1. 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解	6-1
6.2. 計画段階環境配慮書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	6-9
6.2.1. 成田市長の意見及び事業者の見解	6-9
6.2.2. 多古町長の意見及び事業者の見解	6-10
6.2.3. 芝山町長の意見及び事業者の見解	6-11
6.2.4. 横芝光町長の意見及び事業者の見解	6-12
6.2.5. 山武市長の意見及び事業者の見解	6-13
6.2.6. 稲敷市長の意見及び事業者の見解	6-13
6.2.7. 河内町長の意見及び事業者の見解	6-13
6.2.8. 千葉県知事の意見及び事業者の見解	6-14
6.2.9. 茨城県知事の意見及び事業者の見解	6-16
6.3. 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の見解	6-17
7. 対象事業実施区域及びその周囲の概況	7-1
7.1. 自然的状況	7-4
7.1.1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	7-4
7.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	7-65
7.1.3. 土壌及び地盤の状況	7-108
7.1.4. 地形及び地質の状況	7-116
7.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	7-122
7.1.6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	7-202
7.1.7. 一般環境中の空間放射線量の状況	7-208
7.2. 社会的状況	7-211
7.2.1. 人口及び産業の状況	7-211
7.2.2. 土地利用の状況	7-219
7.2.3. 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	7-224
7.2.4. 交通の状況	7-228
7.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	7-232
7.2.6. 水道及び下水道の整備の状況	7-250
7.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	7-252

8. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1
8.1. 環境影響評価の項目の選定	8-1
8.1.1. 環境影響評価の項目	8-1
8.1.2. 選定及び非選定理由	8-3
8.2. 調査、予測及び評価の手法	8-9
8.2.1. 大気質	8-10
8.2.2. 騒音	8-27
8.2.3. 低周波音	8-39
8.2.4. 振動	8-42
8.2.5. 水質	8-50
8.2.6. 水文環境	8-59
8.2.7. 動物	8-66
8.2.8. 植物	8-73
8.2.9. 生態系	8-77
8.2.10. 景観	8-80
8.2.11. 人と自然との触れ合いの活動の場	8-83
8.2.12. 廃棄物等	8-87
8.2.13. 温室効果ガス等	8-88
8.3. 専門家等による技術的助言	8-89
9. 環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び	
地方公共団体の長の意見並びに事業者の見解	9-1
9.1. 環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解	9-1
9.2. 環境影響評価方法書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	9-11
9.2.1. 千葉県知事の意見及び事業者の見解	9-11
9.2.2. 茨城県知事の意見及び事業者の見解	9-14

(第2分冊)

10. 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	10.1.1-1
10.1. 予測の前提	10.1.1-1
10.1.1. 工事の実施	10.1.1-1
10.1.2. 飛行場の存在及び供用	10.1.2-1
10.2. 大気質	10.2.1-1
10.2.1. 建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	10.2.1-1
10.2.2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物及び 浮遊粒子状物質	10.2.2-1
10.2.3. 航空機の運航、飛行場の施設の供用による窒素酸化物及び 浮遊粒子状物質	10.2.3-1
10.2.4. 飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による窒素酸化物及び 浮遊粒子状物質	10.2.4-1
10.2.5. 造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による 粉じん等	10.2.5-1
10.2.6. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等	10.2.6-1
10.3. 騒音	10.3.1-1
10.3.1. 建設機械の稼働による建設作業騒音	10.3.1-1
10.3.2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による道路交通騒音	10.3.2-1
10.3.3. 飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による道路交通騒音	10.3.3-1
10.3.4. 航空機の運航による航空機騒音	10.3.4-1
10.3.5. 飛行場の施設の供用による空港内作業騒音	10.3.5-1
10.4. 低周波音	10.4.1-1
10.4.1. 航空機の運航による低周波音	10.4.1-1
10.5. 振動	10.5.1-1
10.5.1. 建設機械の稼働による建設作業振動	10.5.1-1
10.5.2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による道路交通振動	10.5.2-1
10.5.3. 飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による道路交通振動	10.5.3-1
10.6. 水質	10.6.1-1
10.6.1. 造成等の施工に伴う土砂による水の濁り	10.6.1-1
10.6.2. 飛行場の施設の供用による水の汚れ	10.6.2-1
10.7. 水文環境	10.7.1-1
10.7.1. 造成等の施工及び飛行場の存在による地下水位、水利用等	10.7.1-1

(第3分冊)

10.8. 動物	10.8.1-1
10.8.1. 造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在、航空機の運航 及び飛行場の施設の供用に係る重要な種及び注目すべき生息地	10.8.1-1
10.9. 植物	10.9.1-1
10.9.1. 造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在及び飛行場の 施設の供用に係る重要な種及び群落	10.9.1-1
10.10. 生態系	10.10.1-1
10.10.1. 造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在及び飛行場の 施設の供用に係る地域を特徴づける生態系	10.10.1-1
10.11. 景観	10.11.1-1
10.11.1. 飛行場の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な 眺望景観	10.11.1-1
10.12. 人と自然との触れ合いの活動の場	10.12.1-1
10.12.1. 飛行場の存在及び航空機の運航による主要な人と自然との 触れ合いの活動の場	10.12.1-1
10.13. 廃棄物等	10.13.1-1
10.13.1. 造成等の施工による建設工事に伴う副産物	10.13.1-1
10.13.2. 飛行場の施設の供用に伴う廃棄物	10.13.2-1
10.14. 温室効果ガス等	10.14.1-1
10.14.1. 工事の実施による温室効果ガス等	10.14.1-1
10.14.2. 航空機の運航及び飛行場の施設の供用による温室効果ガス等	10.14.2-1
10.15. 専門家等による技術的助言	10.15.1-1
11. 環境保全措置	11-1
11.1. 環境保全措置の検討方法	11-1
11.2. 大気質	11-2
11.3. 騒音	11-10
11.4. 低周波音	11-15
11.5. 振動	11-16
11.6. 水質	11-18
11.7. 水文環境	11-20
11.8. 動物	11-21
11.9. 植物	11-24
11.10. 生態系	11-25
11.11. 景観	11-27
11.12. 人と自然との触れ合いの活動の場	11-28
11.13. 廃棄物等	11-30
11.14. 温室効果ガス等	11-34
11.15. 具体的な取組み	11-41
11.15.1. 谷津環境の整備・維持管理について	11-41
11.15.2. ホトケドジョウの生息環境保全について	11-54
11.15.3. 地域個体群の観点からの保全目標	11-58

1 2. 事後調査	12-1
12.1. 事後調査及び環境監視調査の検討	12-2
12.2. 事後調査の内容	12-4
12.3. 環境監視調査の内容	12-21
1 3. 総合評価	13-1
13.1. 総合評価	13-1
13.2. 環境要素ごとの評価結果のまとめ	13-2
13.3. 評価項目ごとの調査、予測及び評価の結果の概要	13-11
1 4. 環境影響評価準備書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体の長の 意見並びに事業者の見解	14-1
14.1. 環境影響評価準備書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解	14-1
14.2. 環境影響評価準備書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	14-54
14.2.1. 千葉県知事の意見及び事業者の見解	14-54
14.2.2. 茨城県知事の意見及び事業者の見解	14-62
1 5. 環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書との相違の概要	15-1
1 6. 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の対応	16-1
1 7. 評価書の補正	17-1
1 8. 環境影響評価を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ...	18-1

用語解説

